

③-1 家賃減額の流れ

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、家賃の支払いが困難となった入居者を対象に各室の最低家賃額まで家賃の減額を行います。

ただし、収入の減少額によっては減額とならないこともあります。

対象者

令和2年2月1日以降に収入が減少した市営住宅の入居者

減額期間

毎月15日を申請期限として、申請日の翌月から令和3年3月分まで

申請に必要な書類

- ①申請者全員が必ず提出するもの
 - ・市営住宅家賃減額申請書
- ②該当する方が提出するもの
 - ・退職証明書
 - ・休業証明書
 - ・給与支払証明書
 - ・事業所得等収支明細書 ほか



申請書の受付

加須市役所建築課、埼玉県住宅供給公社熊谷支所に持参又は郵送で受付

受付先 加須市役所 建築課 営繕・住宅担当 ☎0480-62-1111(内線 286)
埼玉県住宅供給公社熊谷支所 市営住宅担当 ☎048-577-6043



申請書類の確認（不足及び不備書類の連絡）、家賃再算定

- ①申請者全員が必ず提出する書類、②該当する方が提出した書類の確認を行います。また、書類不備不足があれば申請者に連絡して確認や不足書類の請求等を行います。なお、申請書類がすべて整うまでは申請手続きが保留となるため、翌月の家賃減額が承認されないことがあります。申請書類を確認し、家賃の再算定を行い、減額後の家賃額を決定します。



市営住宅家賃減免通知書の交付（郵送）

申請者に「市営住宅家賃減額決定通知書」を交付し、減額後の家賃額を通知します。ただし、収入の減少額によっては減額とならないことがあります。



減額された家賃の適用

減額後の家賃額は、申請が受理された翌月から令和3年3月分まで適用となります。なお、令和3年4月以降の家賃額は、令和2年度（令和元年度分）の収入申告書類の収入額で算出して決定します。